

回答書

事業名 姫路市役所本庁舎事業所内保育施設運営

上記事業に係るプロポーザルについて、以下のとおり回答します。

番号	要求水準書・募集要項等	頁・項等	質疑内容	回答内容
1	要求水準書	4(5)①	「市が負担する経費の項目で姫路市職員の子どもを対象とした職員枠の月極契約について当該事業を地域型保育事業による小規模保育事業A型に準じて価格を算定し、相当分を負担する」と書かれています。追加で市民枠として7人目以上の月極契約を行った場合には保育事業としての運営費はいただけるのでしょうか？ また、7人目以上としてではあるものの姫路市職員の子どもを月極契約となった場合の取り扱いはどうなりますか？	本市が負担する費用は、姫路市職員の子どもを対象とした職員枠6名の月極契約を上限に、利用人数に応じて、当該事業を地域型保育事業による小規模保育事業A型の公定価格に準じて算定します。
2	要求水準書	4(5)①	「市が負担する経費の項目で姫路市職員の子どもを対象とした職員枠の月極契約について当該事業を地域型保育事業による小規模保育事業A型に準じて価格を算定し、相当分を負担する」と書かれています。処遇改善加算やその他加算は算定可能でしょうか？	地域型保育事業による小規模保育事業A型の公定価格の加算要件に準じて、算定します。
3	様式5-4(2)		「令和7年4月1日現在、在籍している常勤保育士又は常勤保育教諭(正規・正規以外)を全て記入してください。」とありますが、仮に保育職員が正社員・パート合わせて500人いる場合は、500人分の記載をする必要があるという認識で間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。 必要事項の記載があれば、別様式でもかまいません。
4	様式5-4(2)		「常勤保育士」「常勤保育教諭(正規・正規以外)」の定義について以下ご教示ください。 1) 保育教諭とは保育士・幼稚園教諭どちらの資格も有している方を指すのでしょうか。 2) 常勤保育教諭の正規以外とはどのような雇用形態の方でしょうか。	①お見込みのとおり、保育士・幼稚園教諭どちらの資格も有している者となります。 ②正規職員と同様の勤務時間であるが、正規以外(いわゆるパート)の者を指します。 なお、「常勤保育士」についても正規・正規以外を含めて記載をお願いします。
5	要求水準書	3ページ	(5)費用負担 利用者負担相当額を市が負担とありますが、受託運営者はその他施設運営費などを固定費または変動費としてご請求することはできるのでしょうか？	上記1の回答内容のとおりです。
6	要求水準書	3ページ	6名の預かりを想定されていますが、仮に預かり人数が0人の際のご請求はどのようになるのでしょうか。最低6名と想定して、最低ご請求額を規定することはできるのでしょうか。それとも、預かりが仮に0人の場合はご請求自体0円となる想定でしょうか。	0人の場合は請求自体0円となります。
7	要求水準書	2ページ	利用者の月極利用料の徴収は市で行う認識で間違いないでしょうか。	月極契約とわず、利用者の利用料の徴収は全て事業者が行います。